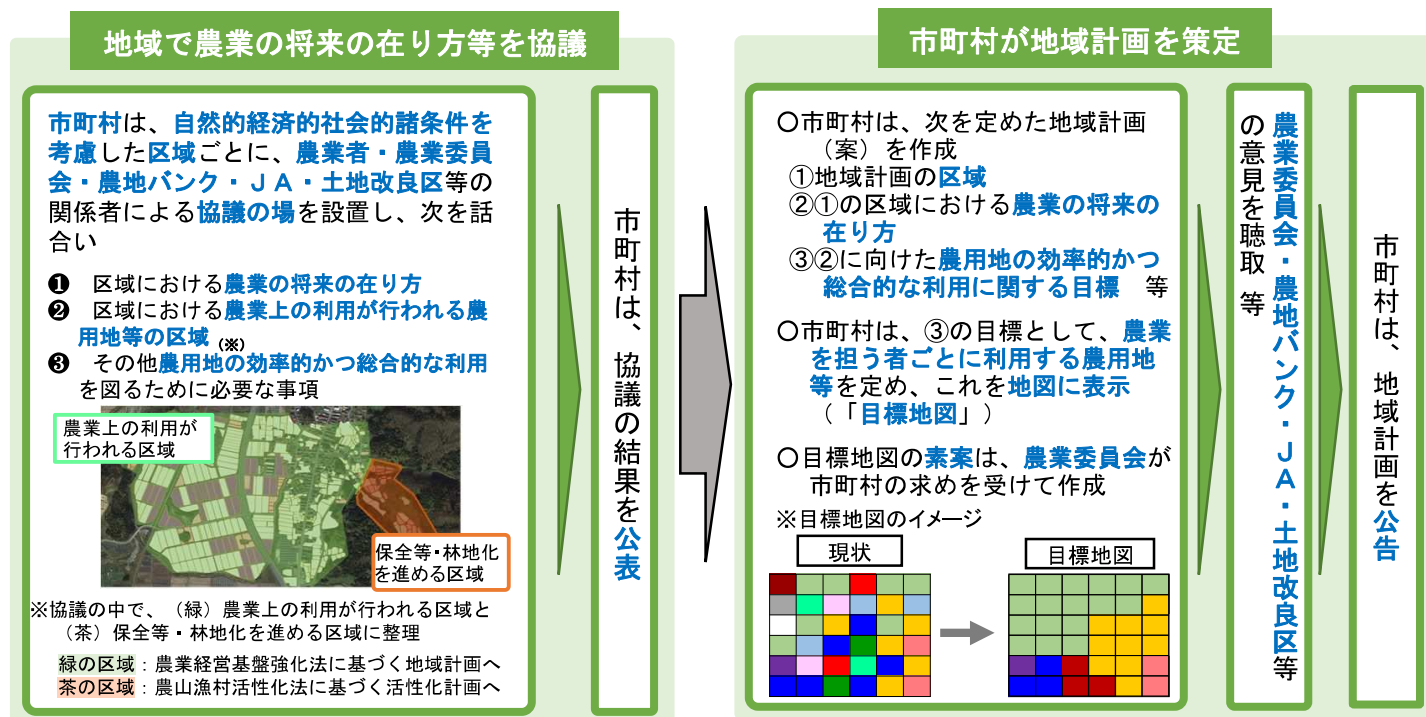


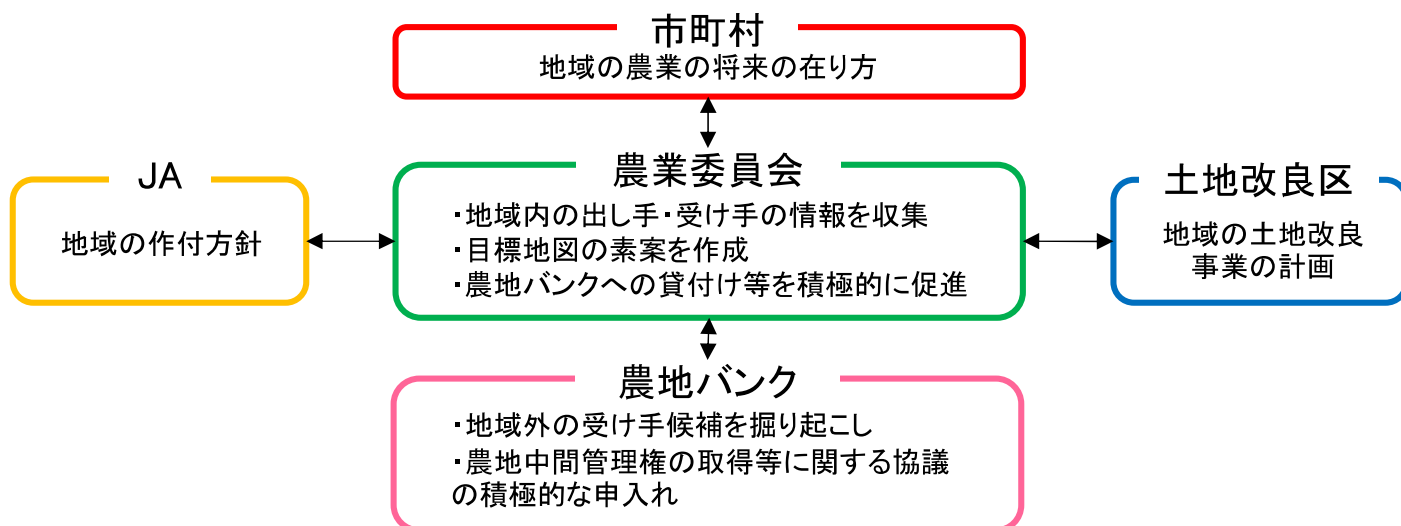
目指すべき地域の将来の農地の利用の姿を話合いましょう！

◆ 地域計画とは？

改正農業経営基盤強化促進法（令和5年4月施行）において、これまでの「人・農地プラン」を地域計画として法定化し、地域の農業者等の話合いによる将来の農地利用の姿を目標地図として明確化し、農地バンクを通じた農地の集約化等を推進することとしています。



◆ 地域計画（目標地図）の策定に向けた関係機関の連携



◆ 農地バンクは、地域計画（目標地図）に位置付けられた受け手に、所有者不明農地、遊休農地も含め所有者等から借受け、農地の集約化等を進めていきます

権利の設定等

- 農業委員会の意見を聴いて、農地バンクは、貸借や農作業受託等について定める農用地利用集積等促進計画を策定（現行の農地バンクの農用地利用配分計画と市町村による農用地利用集積計画を統合）
- 農業委員会は、同計画を定めるべき旨を農地バンクに要請でき、農地バンクは要請内容を勘案して計画を策定

農地バンクを活用しましょう！

◆ 農地バンク事業(農地中間管理事業)とは？

都道府県知事が指定する農地バンク（農地中間管理機構）が、地域計画（目標地図）に位置付けた受け手に対して、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸付けする事業です。

※ 地域計画（目標地図）が策定されていない地域では、農業委員会の要請等に応じて農地を貸し借りします。

